様式第８号（第９条関係）

**建築（建設）承認申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日羽 曳 野 市 長　　様　　　　　　住　所許可申請者氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては,名称及び代表者の氏名）　　℡都市計画法第３７条第１号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | ※　手数料欄年 月 日手数料円収納済係員 |
| 開発登録簿の番号 |  |
| 建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番 |  |
| 予定建築物等の用途 |  |
| 許可を要する理由 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ※　承　認　欄 | ※受付欄 |
| 羽曳野市指令　　第　　　　　　　号年　　月　　日羽曳野市長　　 印 |  |
| ※　条　件　欄 |
| 条件　都市計画法第３６条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。（教示）　この処分に不服があるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えをすることができます。1　この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により羽曳野市長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を超過すると審査請求をすることができなくなります。)。2　この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、羽曳野市を被告として(訴訟において羽曳野市を代表するものは、羽曳野市長となります。)、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 |
| ※備考欄 |
|  |

注）※印欄は、記入しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請代理人住所及び氏名 | 　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　　（　　　　　） |

様式第８号（第９条関係）

**建築（建設）承認申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日羽 曳 野 市 長　　様　　　　　　住　所許可申請者氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては,名称及び代表者の氏名）　　℡都市計画法第３７条第１号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | ※　手数料欄年 月 日手数料円収納済係員 |
| 開発登録簿の番号 |  |
| 建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番 |  |
| 予定建築物等の用途 |  |
| 許可を要する理由 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ※　承　認　欄 | ※受付欄 |
| 羽曳野市指令　　第　　　　　　　号年　　月　　日羽曳野市長　　 印 |  |
| ※　条　件　欄 |
| 条件　都市計画法第３６条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。（教示）　この処分に不服があるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えをすることができます。１　この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により羽曳野市長に異議申立てをすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。２　この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、羽曳野市を被告として（訴訟において羽曳野市を代表するものは、羽曳野市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起ることができなくなります。）。ただし、１の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |
| ※備考欄 |
|  |

注）※印欄は、記入しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請代理人住所及び氏名 | 　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　　（　　　　　） |

（都計法第３７条第１号添付用）

**誓約書**

年　　月　　日

羽曳野市長　様

事　業　者

住　所

氏　名

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外の場合でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

建築行為完了前には、都市計画法第３６条に基づく完了検査を受けることを誓約いたします。